

【2025年1月7日発行】

=====■ 人事労働マガジン／定例第183号 ■=====

-----▽▼人事労働マガジン編集部からのお知らせ▲△-----

厚生労働省X・Facebookは、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式X>

<https://x.com/mhlwitter>

<厚生労働省公式Facebook>

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【目次】

1. 従業員の能力開発・人材育成に取り組む建設事業主の皆さまへ
人材開発支援助成金 建設労働者認定訓練コースのご案内
2. 1月・2月「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」のご案内
3. 仕事と家庭の両立支援プランナーによる無料支援をご活用ください
法改正による社内整備など、企業の疑問や課題解決に向けたアドバイスを行います
4. 労働政策フォーラム「安全で信頼できるAIによって支えられた人間中心の職場形成に向けて—OECD報告書を踏まえた展望—」のご案内
5. 「労働契約等解説セミナー」を開催中【再掲】
6. 「教育訓練休暇給付金」が創設されました
労働者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に給付金が支給されます【再掲】
7. 1月21日開催 第5回ろうきょうオンラインセミナーの参加者募集中
テーマは「地域の魅力、新しい産業の創造～労働者協同組合で地域を活性化～」【再掲】

【トピック 1】従業員の能力開発・人材育成に取り組む建設事業主の皆さまへ 人材開発支援助成金 建設労働者認定訓練コースのご案内

厚生労働省は、建設業に関連する「認定職業訓練」を実施する中小建設事業主の皆さまを対象に、費用の一部を助成しています。

（「認定職業訓練」とは、職業能力開発促進法に定める認定職業訓練または指導員訓練のことを指し、都道府県知事の認定を受けて実施する訓練のことをいいます）

「認定職業訓練」を通じて企業価値向上につなげませんか？

■経費助成

- ・支給対象者：中小建設事業主
- ・支給要件：都道府県からの補助を受けて建設関係の「認定職業訓練」を実施すること
- ・支給額：都道府県からの補助で助成対象経費とされた額の 6 分の 1

■賃金助成

- ・支給対象者：雇用する労働者に建設関係の「認定職業訓練」を受講させる中小建設事業主
- ・支給要件：人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の支給決定を受けること
- ・支給額：認定職業訓練を受講した建設労働者 1 人あたり日額 3,800 円

詳細はリーフレットをご覧いただくか、お近くの都道府県労働局にお問い合わせください。

【人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）リーフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001594366.pdf>

【都道府県労働局お問い合わせ先】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001488368.pdf>

【トピック 2】1月・2月「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」のご案内

昨年4月・10月に施行された、改正育児・介護休業法に関わる「社内規定の見直し」や「柔軟な働き方を実現するための措置」等、従業員の皆さまが安心して継続就業できる環境をつくるため、今、企業が求められている取り組みについて専門家が詳しく解説します。

社内の環境整備や周知方法にお悩みの企業の皆さま、ぜひセミナーにご参加ください。
お忙しい人事労務ご担当者の方は、オンラインセミナーへのご参加もお勧めします。

【オンラインセミナー】

■仕事と育児・介護の両立支援セミナー

育児・介護休業法改正対応セミナー～人事・経営層が今すべきこと～

1月14日(水) 14:00～15:00

・申し込み：<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10640/>

■仕事と育児の両立支援セミナー

両立支援が組織を強くする～令和6年法改正と実践～

1月20日(火) 14:00～15:00

・申し込み：<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10644/>

■仕事と育児・介護の両立支援セミナー

育児・介護休業法改正対応セミナー～人事・経営層が今すべきこと～

1月27日(火) 11:00～12:00

・申し込み：<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10642/>

■仕事と育児の両立支援セミナー

令和7年法改正施行「共働き・共育て時代の職場づくり」管理職として大切にしたいこと

2月5日(木) 14:00～15:00

・申し込み：<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10739/>

■仕事と介護の両立支援セミナー

介護離職防止に必要な取組みと法改正対応

2月13日(金) 14:00～15:00

・申し込み：<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10741/>

■仕事と育児・介護の両立支援セミナー

育児・介護休業法改正対応セミナー～施行後の再点検と運用改善のヒント～

2月19日(木) 14:00～15:00

・申し込み：<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10747/>

【会場開催：集合型セミナー】

■富山キャリア形成リスクリング支援センター共催セミナー

第1部 仕事と育児の両立支援でかなえる強い組織づくり～社員と組織がつながるということ～

第2部 共働き・共育て時代の職場づくりと法改正対応

2月18日(水) 10:30～12:40

・申し込み：<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10698/>

【トピック 3】仕事と家庭の両立支援プランナーによる無料支援をご活用ください
法改正による社内整備など、企業の疑問や課題解決に向けたアドバイスを行います

育児・介護休業法改正に伴い、従業員の円滑な育児休業・介護休業の取得、職場復帰の促進、
介護離職防止のため、企業の抱える課題やお悩みに対し「仕事と家庭の両立支援プランナー」
が無料で支援を実施します。

社内規定の見直し・育児休業・介護休業を取得できる職場の環境づくり・柔軟な働き方を実現
するための具体的な進め方など、実務的なアドバイスを行います。

ご支援は、訪問またはオンラインで対応します。お申し込みをお待ちしています。

【中小企業育児・介護休業等推進支援事業】

育児支援について

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/ikuji/>

介護支援について

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/kaigo/>

【申し込み・お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局(厚生労働省委託)

TEL:03-5542-1740

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

【トピック 4】労働政策フォーラム「安全で信頼できる AI によって支えられた人間中心の職場形成に向けて—OECD 報告書を踏まえた展望—」のご案内

本フォーラムでは、2025年11月に公表されたOECD報告書を踏まえ、日本の職場でのAI利用の実態やAI利用による影響について国際比較による知見を提供するとともに、AI導入企業の事例を交えながら、安全で信頼できるAIによって支えられた人間中心の職場形成に向けた諸課題について議論・展望します。

【詳細はこちら】

開催日時：1月20日(火)13:30～17:00

ハイブリッド方式：東京会場(千代田区)＋ライブ配信

https://www.jil.go.jp/event/ro_forum/20260120/index.html

【再掲】-----

【トピック 5】「労働契約等解説セミナー」を開催中-----

このセミナーでは、労働契約に関する基本情報をはじめとして、パートや契約社員の方々などが長期的に活躍できる制度「無期転換ルール」や、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について解説します。

■開催概要

中小・小規模企業等が所属する業界団体や労働組合などの労働者団体からのご依頼により、講師を派遣し開催します。

- ・ 費用:無料
- ・ 対象:中・小規模企業等が所属する業界団体や労働組合などの労働者団体
- ・ 講師:社会保険労務士または弁護士
- ・ 開催方法:会場形式
※ご依頼者の希望により、オンライン形式またはハイブリッド形式にも対応可能です。
- ・ 開催期間:2026年2月まで

【詳細はこちら】

労働契約等解説セミナー

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp/>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー」運営事務局

株式会社読売エージェンシー(委託先)

TEL: 03-5226-9919(受付時間:平日 10時~17時)

【再掲】-----

【トピック 6】「教育訓練休暇給付金」が創設されました

労働者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に給付金が支給されます

労働者が離職することなく、教育訓練に専念できるよう、教育訓練休暇給付金が創設されました。この給付金は自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、その休暇期間中の生活費を保障するため、失業給付(基本手当)に相当する給付として、賃金の一定割合を支給します。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に定められた休暇制度に基づき、連続した 30 日以上の無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。

労働者が教育訓練休暇給付金を利用するためには、事業主の皆さんに就業規則等を整備していただくとともに、教育訓練休暇を開始した際にハローワークで手続きを行う必要があります。制度についてご確認をお願いします。

【詳細はこちら】

教育訓練休暇給付金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/kyukakyufukin.html

【再掲】-----

【トピック 7】1月21日開催 第5回ろうきょうオンラインセミナーの参加者募集中
テーマは「地域の魅力、新しい産業の創造～労働者協同組合で地域を活性化～」-----

「労働者協同組合」(略称:ろうきょう)は、労働者が出資し、その意見を反映して、自ら事業に従事する新しい法人制度です。社会性と事業性を両立させながら、持続可能で活力ある地域社会の実現を目指す、地域協同型のソーシャルビジネスの法人といえます。

高齢者支援、店舗運営、配送、子ども支援、広告物や映像制作・イベント企画など、さまざまな事業分野で労働者協同組合を活用した多様な働き方が広がっています。また、副業・兼業や退職後の高齢期に生きがいを持って働く場としても活用されています。

厚生労働省では、今年度、労働者協同組合の活用をテーマに全5回のセミナーを開催しています。最終回となる第5回は、労働者協同組合を活用した地域の活性化、新しい産業の創造をテーマに、古民家を活用した宿泊施設の管理や酒造りを行っている労働者協同組合の事例を取り上げます。

オンライン(Zoom)開催で全国どなたでも参加できます。【事前申し込み制・参加無料】

【開催日時】

1月21日(水)14:00～16:00

【開催内容】

①労働者協同組合の概要

- ・池田 陽平 (厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課 労働者協同組合業務室長)

②基調講演

「地域の魅力、新しい産業の創造～労働者協同組合で地域を活性化～」

- ・古村 伸宏 氏 (日本労働者協同組合連合会 理事長)

③事例紹介

・YURAMEKI 労働者協同組合(愛知県新城市)

・労働者協同組合鮭酒造(千葉県多古町)

④パネルディスカッション

【詳細はこちら】

「知りたい！労働者協同組合法」第5回ろうきょうオンラインセミナー

https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineseminar_202505

※申し込み締め切り:1月19日(月)